

【資料】 学校感染症一覧表

第1種：治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)

第2種：疾病により、出席停止期間が異なる

病名	出席停止期間	感染期間	主な症状
インフルエンザ (鳥インフルエンザ(N5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで	発熱1日前から発熱後7日	悪寒、頭痛、高熱、倦怠感、筋肉痛
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで	咳が出てから4週目頃まで	連続して止まらない咳、発熱少ない
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	発熱2日前から解熱後3日経過するまで	目の充血、涙、目やに、咳、鼻水、口内の白い斑点(コプリック班)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで	腫脹2日前から腫脹5日後まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹
風しん	発しんが消失するまで	発疹出現7日前から出現後7日目頃	発熱、全身にピンク色の発疹、頸部リンパ節等の腫脹や圧痛
水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	発疹出現2日前から全ての発疹が痂皮化するまで	紅斑、水疱、膿疱、かさぶたの順に進行する。かゆみ、疼痛あり
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	初期数日～3週目	高熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振、頸部等のリンパ節の腫脹、圧痛、目の充血、目やに、流涙
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	発症前から発症後5日間は感染のリスク高い	発熱や咳、全身倦怠感等の感冒症状、頭痛、下痢、味覚異常、嗅覚異常等
結核	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで		初期は自覚症状なし(咳、痰、微熱等)
髄膜炎菌性髄膜炎		有効な治療開始24時間経過するまで	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐

第3種：病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止

病名	出席停止期間	主な症状
コレラ、細菌性赤痢	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで	激しい下痢、嘔吐(アジア諸国からの帰国者に多い)
腸管出血性大腸菌感染症		激しい腹痛、下痢、血便、嘔吐
腸チフス、パラチフス		発熱、発疹(海外渡航が主であるが、国内発生もあり)
流行性角結膜炎		結膜充血、まぶたの腫脹、異物感
急性出血性結膜炎		結膜出血が特徴、結膜充血、まぶたの腫脹、異物感
※その他感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルペンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎		医師において感染の恐れがあると認められたもの ※学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置を講じることができる感染症

関係法令：学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
(日本学校保健会令和5年度改定版)